

第27回人権フェスティバル岡山企画・実施業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年7月1日

岡山市長 大森雅夫

1 目的

人権週間にあたり、児童（中高生含む）やその保護者等を中心に市民が広く参加でき、楽しみながら人権の大切さを再確認できるイベントとして、第27回人権フェスティバル岡山企画・実施業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託名 | 第27回人権フェスティバル岡山企画・実施業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書参照のこと。 |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和7年12月19日まで
人権フェスティバル岡山は令和7年12月7日（日）
午前10時から午後3時まで実施 |
| (4) 概算予算額 | 総額 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内 |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |
| (6) 契約保証 | 契約保証金（契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の10以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。 |

3 参加資格

本業務を実施するに当たり必要な能力を有する者で、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 提案書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）役務部門の「業種：イベント 業種細区分：イベント」にも登録のあること。
- (3) 委託事務事業の執行の適正化に関する要綱（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (4) 提案書の提出日から契約の相手方として決定までの間、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～7月25日（金）
仕様書等に関する質問受付	令和7年7月7日（月）午後5時まで
仕様書等に関する質問回答	令和7年7月11日（金）
企画提案書の提出	令和7年7月11日（金）から 令和7年7月25日（金）午後5時まで 必着
プレゼンテーションの実施	令和7年7月30日（水）頃
審査結果の通知	令和7年8月1日（金）頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

電子メールで岡山市市民協働局市民協働部人権推進課へ提出すること。

●電子メール：jinkensuishin@city.okayama.lg.jp

※件名は「【企画競争質問】第27回人権フェスティバル岡山企画・実施業務委託」とすること

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市市民協働局市民協働部人権推進課宛に、「第27回人権フェスティバル岡山企画・実施業務企画提案書在中」と朱書きの上、持参もしくは一般書留又は簡易書留により郵送してください。

（2）提出書類

※提出書類については、記載内容が仕様書の趣旨に沿ったものであることが分かりやすいものとなるよう留意し、作成すること。

①企画競争参加申請書〔様式1〕

②人権に対する姿勢、考え方、人権フェスティバルにおける基本コンセプト及び設定するテーマについて〔様式不問〕

提案者における人権に対する姿勢、考え方、合わせて本イベントについての基本コ

ンセプト、本イベント全体について設定するテーマ案を示すこと。

③ ドーム内ステージで行うメインイベントについて〔様式不問〕

仕様書 1 3 (2) ア) ① I・II について、以下のとおり提案すること。

I について 5 案以上

II について 2 案以上

④ ドーム内ステージで行うサブイベントについて〔様式不問〕

仕様書 1 3 (2) ア) ② I について 4 案以上提案すること。

※予算の観点から可能な上記③との組み合わせを明示の上、提案すること。

⑤ ステージ以外で行うその他のサブイベントについて〔様式不問〕

仕様書 1 3 (2) ア) ③ I・II・III について、以下のとおり提案すること。

I について 1 案以上

II について 3 案以上

III について 3 案以上

⑥ 広報案について〔様式不問〕

ターゲットに広く周知できるよう、公共機関（学校園等）・交通機関等への周知やテレビ・SNS等のメディアを中心とした効果的な広報案を提案すること。

⑦ 会場周辺の警備員の配置・会場内の運営計画について〔様式不問〕

I 会場周辺において車や人の誘導を行う警備員の配置を平面図等で案を示すこと。

II 会場内のレイアウト案を示すこと。

⑧ イベントのバリアフリー化の計画について〔様式不問〕

I 会場内（駐車場も含む）に子ども、妊婦、高齢者、障害のある人等からスムーズに入退場できるよう、どのような取組を行うか示すこと。

II 来場者がサポートを必要とした場合どのような体制で対応するか示すこと。

⑨ 委託業務の実施体制について〔様式不問〕

業務体制について、緊急時の対応も合わせ、体制表等の図を示し、具体的に記入すること。

⑩ 人権啓発イベント等の事業実績について〔様式 2〕

- ・令和 2 年度から令和 6 年度に国又は地方公共団体、その他団体等が発注した同様の人権啓発イベントに関する業務委託について実績を記載すること。
- ・添付書類として、その実績が確認できる書類（契約書の写しまたは実績が確認できる書類等）を添付すること。なお、添付書類は正本のみに添付することし、副本への添付は不要とする。

⑪ 人権研修の参加状況について〔様式 3〕

令和 5 年度及び令和 6 年度に国又は地方公共団体等が行う人権研修への参加実績について、研修名、研修主催者名、日時、概要を示すこと。

⑫ 見積書〔様式不問〕

- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、見積総額として合計金額を明記すること。
- ・見積内容については、人件費、広報関係費、諸経費等の積算の内訳がわかるようにすること。

（３）提出部数 １０部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの１部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの９部（副本）
※９部（副本）には提案者が判別できるような記載等を行わないこと
- ・片面印刷とし、左上１箇所をホッチキス止めすること
- ・様式不問の提出書類については該当の提出書類番号を記載するなどし、それぞれが区別のつくようにすること。

（４）注意事項

- ① 必ず連絡先（担当者、電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ② 仕様書等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③ 提出期限までに提出されなかった提案者は、いかなる理由でも特定されません。
- ④ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

８ 特定方法等

（１）審査体制

本市が設置する、「市民協働局事務事業委託審査委員会」（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（２）審査方法

- ① 委員会は、提出書類を用いたプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行います。
- ② 委員会は、評価基準をもとに １００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（３）プレゼンテーションの実施

- ① １事業者につき １５分程度のプレゼンテーション及び、１５分程度の質疑応答を行います。詳細な日時、場所については後日お知らせします。
- ② プレゼンテーションに参加する人数は２名までとします。
- ③ プレゼンテーションに使用する資料は、提出いただいた企画提案書のみを使用して行ってください。

（４）評価基準

- ① 別紙「第２７回人権フェスティバル岡山企画・実施業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

なお、全評価委員の採点合計点が５０点に審査委員数を乗じた点数を下回る提案については特定しません。

- ② 委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、評価基準中、「項番１～４」の審査点の合計が上位の者を最適な提案者として特定します。「項番１～４」の審査点の合計も同点の場合は、委員会に諮り、上位者を決定します。

（５）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出書類は選考結果に関わらず返却しません。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市 市民協働局 市民協働部人権推進課 [池本]
岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎9 階
電話／086-803-1070 F A X／086-225-1699
電子メール／jinkensuishin@city.okayama.lg.jp